

令和7年12月22日

舞鶴市議会議長 肝付 隆治 様

提出者	舞鶴市議会議員	川口孝文
賛成者	//	上野修身
	//	上羽和幸
	//	眞下隆史
	//	山本治兵衛

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

市議第1号

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会議員定数条例(平成14年条例第27号)の一部を次のように改正する。

本則中「25人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

本市議会の議員定数を現行の25人から24人に改めたいので提案する。